

定年前後のお金の教科書 いま、やることはコレ！



監修／ファイナンシャルプランナー
畠中 雅子先生

はたなか・まさこ
生活設計や保険などを
テーマに新聞や雑誌の
執筆・監修や講演を行
う。「高齢期のお金を
考える会」主宰。

1 ローンの返済額を減らす

ローンは退職前に完済するか
残債を減らしておく

繰り上げ返済はまだおトク！

33歳で組んだ住宅ローン

2700万円
(金利5%固定・30年ローン)
の場合

57歳で残債約900万円

300万円
繰り上げ
返済すると
月々の返済額
(14万4941円)を
16万9839円に増やすと

2年3か月短縮
91万3407円
のトク
1年短縮
24万5412円
のトク

余裕があれば…

子供の奨学金の繰り上げ返済を手助け

奨学金は学生本人が低利子、または無利子で借り、卒業後に毎月返済しますが、最近は子供が途中で退職するなど返済を滞納するケースが増えています。数か月返さないと、連帯保証人である親に催促がくるようになります。きちんと働いて返していくとも、返済は15～20年にわたることも多く、いざれ子供が結婚したり家族が増えたときに返済が家計を圧迫し、住宅を買えないなど苦しむことに。ねんきん生活が始まつからでは親にとっても厳しいので、家計に余裕があるなら、現役のうちに子供の返済を手伝ってあげるといいでしょう。



定年後後に向けて動き始めて
退職数年前から

定年退職というひとつのがんばりが見えてきたら、ねんきん生活に向けた準備が必要です。「退職してからゆづり考えよう」と思う人もいるでしようが、退職後も働く人は多く、意外に時間が自由にならない可能性もあります。雅子さんは、「在職中しかできないことや、退職後では間に合わないこともあります。3年前くらいから定年後に向けた動きをスタートして」とアドバイスします。では具体的に、いつ何をすればいいのか、詳しくご紹介しましょう。

2 保険の見直し

会社で入った保険の
更新条件をチェック

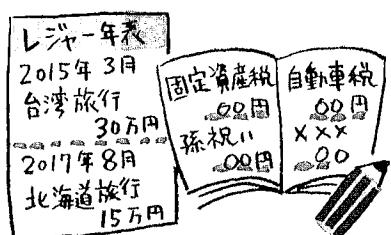
会社で団体保険に入れて保険料が給与天引きされている人は、退職後の更新条件や保険金の申請方法をチェックしておいて。退職後や一定年齢を超えると、継続できなかったり保険料が上がる可能性もある。多少割安だとしても、退職後も更新や給付金申請のたびに自分で書類をそろえて手続きするとしたら、かなりの手間です。退職後に「こんなはずではなかった」とあわてることがないよう、社内の保険担当窓口で確認しておきましょう。

若いころ入った保険をそのままにしているなら、50代後半が見直しのラストチャンスです。医療や保険は進化しているので、以前の保険では内容がもの足りなくなることも。保障を絞って、新たに加入するほうが割安な場合もあります。70代時点での保険の内容を確認して、「入院給付金が1日3000円」だったり「夫婦合わせた保険料が月1万円超」なら見直しの余地あり。持病や入院歴があっても入れる保険もあるから、あきらめずに検討してみて。

うつ病や妊娠中でも加入できる 医療保険「エブリワン」 (エイ・ワン少額短期保険)	保険料(月)	60歳男性／4740円 60歳女性／3810円
病気でも 入れる 保険は…	保障内容	入院保険金 1日5000円 入院一時金 2万5000円 など
60歳男性／7320円 60歳女性／5120円		
入院一時金 5万円(1泊2日以上の入院の場合) 長期入院サポート給付金 1日5000円(一時金に加えて)		
持病や障がいも保障対象に 「ほっと入院サポート」 (トライアングル少額短期保険)		
統合失調症やうつ病など持病があっても申し込め、1泊2日以上の入院一時金は5万円、既往症の再発入院でも半額の2万5000円が支払われる。新規申し込みは74歳まで。 0120-33-1788 http://a1-iryou.com		

3 教育訓練給付金を 使って資格をGET

ねんきん生活ではボーナスがないので、固定資産税などの臨時出費は貯蓄をくずして支払うことになります。定年前から「特別支出ノート」を作つて自動車税や孫費などを書き出し、毎年それだけ貯蓄が減る心つもりをしておくと安心です。また、定年後のレジャー費は貯蓄の1割ほどが目安。「62歳／台湾旅行(30万円)」など年表を作つて具体的に長期予算を立て、上手にレジャーを楽しみましょう。



退職後も働く人は、いまのうちに手に職をつけるのも手。在職中や退職後1年以内に指定の教育訓練講座を受講・修了してハローワークに申請すると、費用の2割が戻ります*。前回の申請から3年たたないと申請できないので、退職3年前までに利用すれば退職後にもう一度申請できます。行政書士やマネジメントコンサルタントなど需要がある仕事に必要な資格を取得すれば、再就職も有利に！



*雇用保険の一般被保険者または一般被保険者だった人で、支給要件期間が3年以上(初回は1年以上)ある等の条件を満たしていることが必要。給付金の上限は10万円。

4 レジャー年表と 特別支出ノートを作る